

新型コロナウイルス感染症拡大の影響にともなう特例措置について

新型コロナウイルス感染症の拡大により健康被害や事業等に影響を受けられたお客さまに心よりお見舞い申し上げます。

このたび、経済産業省より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のために「緊急小口資金」または「総合支援資金」(※)の貸付を受けているお客さまで、ご希望をいただいた場合には、電気料金の支払期日を猶予する等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請を受けました。

つきましては、以下の特例措置をご用意いたしましたので、ご案内いたします。

【特例措置の内容】

2020年3月分（支払義務発生日が3月16日のもの）、4月分および5月分の電気料金について、支払期日を1ヶ月間延長いたします。

【対象となるお客さま】

「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまで、電気料金の特例措置（支払期日の猶予）を弊社へお申し出いただいたお客さま

【お申し出方法】

1. 以下の事項をご用意のうえ、「お問合せフォーム」またはお電話にて弊社までお申し出ください。

<ご用意いただく事項>

- 「緊急小口資金」または「総合支援資金」を申請された社会福祉事務所名
- 「緊急小口資金」または「総合支援資金」の申請受付日
- 「緊急小口資金」または「総合支援資金」の受付番号（お分かりになる場合）

<お申し出方法（いずれか）>

- お問合せフォーム <https://www.itamisangyo-newenergy.co.jp/>
- 電話 0120-077-774

2. 以下の書面を弊社までご郵送または「お問合せフォーム」からアップロードのうえご送付ください。

<ご用意いただく書面>

- 「緊急小口資金」または「総合支援資金」の申請書の写し
または
- 「緊急小口資金」または「総合支援資金」が認可されたことが証明できる書類（融資決定書等）の写し

<郵送先>

新エネルギー開発株式会社

〒664-0851 兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号

<お問合せフォーム>

<https://www.itamisangyo-newenergy.co.jp/>

【ご留意事項】

電気料金の特例措置を行うお客さまのお支払い方法が口座振替の場合は、口座振替日を翌月の振替日に先送りいたします。

特例措置終了後の6月分の電気料金からは、従来どおりとなりますので、6月分の口座振替日となる7/6は、5月分と6月分の2ヶ月分振替させていただきます。予めご了承ください。

<イメージ>

- 3月分電気料金 →通常振替日 4/6 延伸後振替日 5/7
- 4月分電気料金 →通常振替日 5/7 延伸後振替日 6/8
- 5月分電気料金 →通常振替日 6/8 延伸後振替日 7/6
- 6月分電気料金 →通常振替日 7/6 延伸なし

(※)「緊急小口資金」または「総合支援資金」

失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として貸付を行うもの。

詳しくは「社会福祉法人全国社会福祉協議会」のホームページをご覧ください。

<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html>

以 上